

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 長 野 実

TDnet 利用料の見直しに係る「有価証券上場規程別表取扱い要領」等の一部改正について

本所は、「有価証券上場規程別表取扱い要領」等の一部改正を行い、2027年10月1日から施行します。（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

適時開示情報伝達システム（以下、TDnet という。）は、会社情報の適時開示の円滑化・効率化に資するため、（株）東京証券取引所（以下、東証という。）が開発し、1998年に稼働した適時開示情報のシステムであり、本所においても上場会社の利便に資するため、いわゆるワンストップ・ファイリング等の実現のために、1999年10月1日の全国連携システム稼働の時点からその運営に携わってきております。

今回、東証では、2027年9月に予定している TDnet のリプレースに向けて、処理性能・可用性やセキュリティなど根幹機能の更なる強化に加え、上場会社における開示業務の高度化・効率化のための機能開発に取り組んでいるところであります。

上場会社においては、2008年以降、TDnet 利用料として年間12万円をご負担いただいておりますが、今般、これらの機能改善や開発コストの上昇などを踏まえ、TDnet 利用料の見直しを行うものです。

I. 改正概要

- ・年間12万円としていた TDnet 利用料を、年間15万円とすることとします。

・有価証券上場規程別表取扱い要領第1株券第3号b

II. 施行日

- ・2027年10月1日から施行します。

※ ただし、TDnetの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2027年10月1日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行します。

以 上

「有価証券上場規程別表取扱い要領」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表…………… 1
2. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表…………… 2

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
第1 株 券 (1)・(2) (略) (3) TDnet 利用料関係 a (略) b TDnet 利用料として本所が定める金額は<u>年額15万円</u>とし、その計算期間は4月1日から翌年3月31日までとする。 c・d (略) 付 則 1 この改正規定は、令和9年10月1日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、TDnet の稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和9年10月1日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。	第1 株 券 (1)・(2) (略) (3) TDnet 利用料関係 a (略) b TDnet 利用料として本所が定める金額は<u>年額12万円</u>とし、その計算期間は4月1日から翌年3月31日までとする。 c・d (略)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
別表 1－1 上場に関する料金 (略) (注 1) ～ (注 3) (略) (注 4) <u>本所単独上場会社並びに本所及び東京証券取引所又は福岡証券取引所以外の金融商品取引所に上場している会社は、該当金額に T D n e t 利用料 1 5 万円を加算した金額を年間上場料として支払う。</u> (注 5) ～ (注 8) (略) 付 則 1 この改正規定は、令和 9 年 1 0 月 1 日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、T D n e t の稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和 9 年 1 0 月 1 日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。	別表 1－1 上場に関する料金 (略) (注 1) ～ (注 3) (略) (注 4) <u>上場会社は、該当金額に T D n e t 利用料 1 2 万円を加算した金額を年間上場料として支払う。</u> (注 5) ～ (注 8) (略)